

記 録

令和 3 年 2 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 3 年 3 月 1 日 (月)

令和3年2月農業委員会定例総会議事録

令和3年2月農業委員会定例総会を令和3年3月1日（月）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

欠席委員（なし）

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（5名）

19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
23番	安藤政廣	24番	児玉恭司
30番	橋口泉		

事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	事務局長補佐	斧由美
農地係長	野別浩三		

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

8番 14番

日程第2 議案第 8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第 9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について

議案第12号 農地のあっせん申出について

議案第13号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第 6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 8号 農地転用許可不要届について

報告第 9号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

8 番 印

1 4 番 印

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 それでは、ただいまから令和 3 年日向市農業委員会 2 月定例総会を開会します。

なお、いつもお願いしているところですが、携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定してください。次に、私語を慎んでください。また、発言をされる際は議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障を来しますので、よろしくお願いします。

それでは、まず、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 8 番委員、14 番委員を指名します。よろしくお願いします。

次に、日程第 2、議案審議に入ります。

まず、議案第 8 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。一旦休憩をしたいと思います。

(休 憩)

議長 それでは、再開します。

それでは、まず、議案第 8 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。

事務局に説明をお願いします。

事務局 事務局です。

お手元の資料の 2 ページをご覧ください。

議案第 8 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」。

受付番号の 4 番、申請地は日向市東郷町で、田の合計が 3 筆の 2, 0 6 8 m²です。

譲渡理由は、譲受人の規模拡大です。相手方の要望ということで聞いております。

譲受人におかれましては、日向市東郷町で、主にハウス営農をされている認定農業者でございます。精力的に農業経営をされてる方です。今回は、譲渡人の土地をお借りして、その田を作りたいということで申請が上がっております。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございます。同法の第 3 条第 2 項の各号には該当しておりません。ご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

それでは、番号 4 担当の 30 番委員から補足があれば説明をお願いします。

30 番委員 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

記 録

議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、議案第8号4番は原案のとおりとします。 ここで一旦休憩をいたします。</p> <p>(休 憩)</p>
議長	<p>それでは、再開します。 それでは、番号5番以降の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局です。 受付番号の5番について説明いたします。 申請地が、日向市美々津町。田の合計が8筆で5, 876㎡、畑の合計が2筆で1, 597㎡です。 譲渡人・譲受人は親子関係にあります。 今回は、譲渡人から子に贈与したいということでご相談があり、今回の申請となりました。譲受人におかれましては、今現在、譲渡人と同居され、一緒に農業経営をされている方でございます。 農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、農地法第3条第2項の各号には該当しません。 続きまして、4ページの受付番号6番をご覧ください。 申請地が日向市大字塩見で、田の合計が2筆の1, 867㎡です。 譲受人におかれましては、現在、日向市塩見で会社を経営されております。 今回、この会社も含めて、そのほかに農業にも参入したいということで相談が上がっておりました。譲受人におかれましては、自分の農地を持ってなく、0㎡とありますが、新規就農ということで、主にハウスの中で、果樹を栽培していきたいということで言われてました。相談自体は、もう1年ほど前から農業委員会にも来られて、ずっと農業経営についてもお話をされてる方です。かなり念入りに計画等も立てられてやられております。 農地法第3条の第1項の規定に基づく許可申請でございまして、同法第3条第2項の各号には該当しません。 ここで、耕作面積の説明なんですけど、通常50aの経営面積がないと3条の許可が出ないんですが、ビニールハウス等の集約型の農業をする場合には、50aがなくても許可できるとありますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。 続きまして、7番、土地の所在地が日向市東郷町で、田の合計が7筆で3, 431㎡、畑の合計が3筆で2, 157㎡、合計が10筆で5, 588㎡です。 今現在、譲渡人が農業者年金の経営移譲年金を受けておりますが、以前、経営移譲したときの使用貸借権の設定期限がもう切れますので、今回、再設定をするということで申請が上がっております。使用貸借権の設定ですね。 親子間の使用貸借の設定ですので、農地法第3条第2項の各号には該当しないものと思われまます。 以上、皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、まず、番号5担当の11番委員及び19番委員から補足があれば、説明をお願いします。</p>
11番委員	<p>11番委員、特に問題ありません。</p>

記 録

- 19番委員 19番委員、問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号6担当の2番委員及び20番委員から補足があれば、説明をお願いします。
- 2番委員 2番委員、問題ありません。
- 20番委員 20番委員、問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号7担当の6番委員及び30番委員から補足があれば、説明をお願いします。
- 6番委員 6番委員です。問題ありません。
- 30番委員 30番委員、問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
7ページをご覧ください。
議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。
受付番号の3番、申請地が日向市美々津町で、地目が畑、地積が4,784㎡です。
譲渡人・譲受人は親子関係にございます。
今回、譲受人にこの農地を贈与して、譲受人が今現在、会社を経営している関係で、この場所に重機を置いたり資材を置いたり、土場にしたいということで相談がありました。
実は、既にこの農地につきましては転用が行われております。無断で転用されております。事情を聞いたんですが、譲受人が、資材置場にする前から、もう既にこの土地は山林化していたそうです。譲受人も、山林化していたため農地とは思わず、切り開いて資材置場にしてしまったということで、農地法のこととも分からずやっしまいましたということで、始末書をいただいております。
当然、農地法のことを知っていれば、こんなことはしなかったと思いますけど、今回については、何とぞ許可相当ということでご意見をいただきたいとい

記 録

- 事務局 | うことで、本人からも聞いております。
皆さんのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 | ありがとうございました。
それでは、番号3担当の11番委員及び23番委員から補足があれば、説明をお願いします。
- 11番委員 | 11番委員です。2月26日に現地調査しました。事務局の言ったとおりですけれども、自分は問題なしと思いました。
以上です。
- 23番委員 | 23番委員です。ここはもう五、六年前に造成されていまして。私たちは年2回、下草刈りをしたり底上げするんですけど、この2tか3tあるような石がざっと積み上げてあって、一度台風で壊れたんですよ。もし人が通っていたら、あれは死んでいたという話で、通学路でもあるし、頻繁に人が行き交いするし、近隣の市民はここを通る人も道がないんですよ。
で、どうしても建設課の土木の人に見てもらって、こういう石積みで安全なのか、これを、下は市道ですから、その下にはまた傾斜もありますし、このままでは、私は、いいですとは言えないです。建設課に見てもらって、ああ、これなら安全ですよという、その後に許可をお願いしたいんですが。
以上です。
- 議長 | それでは、事務局、お願いします。
- 事務局 | 事務局です。
ご意見ありがとうございました。
石積みのところが危険というご意見ですので、これについては、譲受人に早速伝えて、そういった石積みの部分が改善されない限りは許可が出せないということ、県とも相談した上でお伝えしようと思います。
ですので、その部分が直れば。
- 23番委員 | いろいろあったので、これはいい機会だから、ぜひ安全に子供たちが通れるようにお願いします。
- 事務局 | それについては、譲受人にしっかりとお伝えいたします。
- 議長 | それでは、推進委員から意見が出ましたので、今回のこの案件につきましては、審議を継続と。いいですか、継続。保留。継続やろう。
ちょっと休憩を。
- 議長 | じゃ、ちょっと一旦休憩いたします。
- (休 憩)
- 議長 | それでは再開します。
ただいまの意見につきまして、協議の結果、この件につきましては保留という形でいきたいと思っております。改善の後に、また協議をするということによろしいでしょうか。
はい、そのようにしたと思っております。
事務局、よろしいですか。

記 録

事務局	<p>事務局です。</p> <p>譲受人に今のことを伝えて、改善されたことが確認できたら、再度、担当委員にも来てもらって、現場確認してもらった後に、再度、来月の農業委員会に議案として上げようと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、そのようにいたしたいと思います。</p> <p>それでは、次に、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」であります。</p> <p>それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」です。</p> <p>番号の1、受付年月日が令和3年1月20日、土地の所在地は平岩で計2筆、畑の合計が2筆の211㎡です。</p> <p>今回、所有権の移転をする者から所有権の移転を受ける者へ売買による所有権移転ということで申請が上がっております。所有権移転の時期は、令和3年3月3日、対価としましては、2筆合わせて25万6,000円となっております。支払い期限は、令和3年3月3日です。</p> <p>所有権の移転を受ける者におかれましては、日向市平岩で農業経営をされております。また、日向市においても認定を受けてる認定農業者で、精力的に農業経営を行っている方でございます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。</p> <p>皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号1担当の8番委員及び24番委員から補足があれば、説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>8番委員です。問題ありません。</p>
24番委員	<p>24番委員です。問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>次に、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」であります。</p> <p>それでは、事務局に説明をお願いします。</p>

事務局

事務局です。

12ページをご覧ください。

議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」です。

番号の1、受付年月日が令和3年2月15日。利用権の設定を受ける者が宮崎県農業振興公社です。

申請地が日向市大字富高、地目が畑、地積が585㎡です。今回、中間管理事業にのせて、この土地を賃借権の設定を行うものです。始期と終期は令和3年4月1日から令和13年3月31日の10年間です。賃金としましては、この1筆で1,800円となります。

続きまして、2番、令和3年2月15日が受付です。利用権の設定を受ける者が宮崎県農業振興公社となっております。

土地の所在地が日向市大字富高、地目が畑、地積が449㎡です。利用権の種類としましては、賃借権の設定です。始期と終期は令和3年4月1日から令和13年3月31日の10年間です。賃金は1,400円となっております。

こちらの案件も、1番と同様、農地の中間管理事業利用した賃借権となっております。

お手元の別紙に、この土地について配分先も書いておりますので、後ほどご確認ください。

以上、2件、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました案件について、ほかに質疑等はございませんでしょうか。

ないようですのでお諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案のとおりとします。

次に、議案第12号「農地のあっせん申出について」であります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

事務局です。

説明をする前に、お断りさせていただきます。

本来なら、農地のあっせんにつきましては、農地部会で審議を行った後に、あっせん委員を決めて、そのあっせん委員を農地部長から意見として言うていただく流れでございましたが、昨今のコロナの影響で、農地部会や農業委員会も全員そろった形で審議することができませんでした。今回につきましては、農地部会を経ずに、農業委員会全員と参加される推進委員であっせん委員の選出をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

ですので、今回は事務局からあっせん委員の提案をさせていただきます。

では、説明いたします。

受付番号の11番、申請地が日向市東郷町ほか6筆です。田の合計7筆の6,362㎡です。申出人から、この土地について、貸したい、もしくは売りたいということで申請が上がっております。かなりご本人も高齢となっております、農業ができないということで相談が上がってまいりました。農業委員会としても、荒れるよりは誰かに貸したいと思っておりますので、この土地について

記 録

- 事務局 あっせんをお願いして、借手を探してほしいと思っております。
続きまして、12番、土地の所在地が、日向市東郷町山陰ほか2筆で、田の合計が3筆3,530㎡です。
こちらについても、申出人から貸したい、もしくは売りたいということでお話を聞いております。申出人につきましても、かなり高齢で、農業がなかなかできないということで、今回、農業委員会に、借手もしくは買手を探してほしいということで、申請が上がっております。
続きまして、受付番号の1番、東郷町山陰ほか1筆で、田の合計が1筆の757㎡、畑が1筆で938㎡です。合計で1,695㎡です。所有者の土地を申出人が買い取りたいということでご相談が上がっております。土地の所有者から今回、それを買い取りたいということです。
なかなか同じ地区に住んでいれば、お話もできやすいんでしょうけど、所有者が市外ということで、それも含めて農業委員会であっせんをして、売買をまとめてほしいということです。
以上、11番、12番、1番で3件、あっせんを説明いたしました。
事務局の提案としましては、地域的なこともありますので、地区担当委員お2人にあっせん委員をお願いしたいと思っております。
以上、ご審議をお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ここで一旦休憩を取りたいと思います。
- (休 憩)
- 議長 では、再開します。
11番と12番でダブった番地がありますので、事務局、説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
受付番号の11番の一番最後の筆と受付番号12番の最後の筆の地番が同一地番となっております。なので、これについて、筆がダブっていることはあり得ないので、事務局で調べてまいります。お願いします。
- 議長 それでは一旦休憩いたします。
- (休 憩)
- 議長 それでは、再開いたします。
- 事務局 事務局です。説明します。
先ほどの地番がダブっている件ですが、受付番号の12番の最後の筆の地番が間違っていました。地目と地積はそのままお願いいたします。
修正をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。
 全員賛成ですので、原案のとおりとします。
 次に、議案第13号「農地法第18条の規定による許可申請について」であります。
 それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

事務局です。
 17ページをご覧ください。
 議案第13号「農地法第18条の規定による許可申請について」。
 受付番号の2番、受付年月日が令和3年1月20日、貸人が宮崎農業振興公社。申請地は、日向市大字富高ほか3筆で、田の合計が4筆、面積は1,739㎡です。
 今回、借人からの申出で、借りてる農地について、一旦貸人に返したいということでご相談が上がりました。貸人として返してもらって、また新たな借人を探していくということになっております。
 合意解約の成立日、解約日、引渡し日が、それぞれ令和3年1月20日、1月20日、1月31日となっております。
 続きまして、受付番号の3番、受付年月日が令和3年1月20日、貸人が宮崎県農業振興公社、申請地は日向市大字富高ほか4筆で、合計が田5筆の合計が3,533㎡となっております。
 解約理由として返しては、合意による解約です。借人からの申出で、一旦貸人に農地を返して、貸人としては借手を探すためにいくということになっております。
 成立日、解約日、引渡し日は、先ほどと同じように、1月20日、1月20日、1月31日となっております。
 続きまして、4番、受付年月日が令和3年1月20日です。こちらの案件は、先ほどの借人と同じ人ですね。地番が違うだけです。申請地は日向市大字富高、田の合計が2筆で1,127㎡です。
 こちらも、貸人に農地を返して、借手を探していくということで、合意解約となりました。
 成立日、解約日、引渡し日が、令和3年1月20日、令和3年1月20日、令和3年1月31日となっております。
 続きまして、受付番号の5番、受付年月日が令和3年1月20日、借人が宮崎県農業振興公社です。申請地は、日向市大字富高、地目が田、地積が198㎡です。
 こちらも合意解約ですが、こちらは借人から貸人に農地をお返しすることとなっております。
 合意解約の成立日、解約日、引渡し日は、それぞれ令和3年1月20日、令和3年1月20日、令和3年2月28日となっております。
 全ての案件におきまして、両者の合意による解約となっております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。
 それでは、ただいまの説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。
 ないようですので、お諮りします。
 賛成の方は挙手をお願いします。

記 録

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
続きまして、報告第6号から報告第9号について、事務局長から報告をお願いします。

事務局

それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付についてご報告申し上げます。
まず、報告第6号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」であります。
議案書では20ページになります。
届出の件数は11件、土地は、田が9筆、畑7筆で、面積は5,392.86㎡でございます。
転用目的につきましては、住宅用地、それと駐車場といったところでございます。
次に、報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。
相続による農地の権利取得の届出でございます。
議案書では27ページ以降です。
届出の件数は2件です。土地が、田9筆、畑8筆で、合計全部で4,314㎡の異動が行われてます。
次に、報告第8号です。「農地転用許可不要届について」であります。
届出件数は2件で、
両方とも楽天モバイル株式会社による中継局建設に伴うものでございます。
次に、報告第9号「農地中間管理事業に伴う配分計画について」でございます。
議案書では34ページになります。
これは、市の農業畜産課から提供された情報でございます。
全部で3件、7筆5,099㎡の農地配分が行われております。
詳細につきましては別紙をご覧ください。
以上、ご報告申し上げます。

議長

ありがとうございました。
ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
質問、ご意見等もございませんので、これをもちまして、全ての会議の日程を終了いたしますとともに、議長の任を解かせていただきます。
本日はご協力ありがとうございました。